

平成 29 年 1 月 6 日

西尾市情報公開審査会
会長 安藤 芳朗 様

西尾市議会議員
鈴木 規子

公文書不開示決定処分についての意見書

1. 「本件公文書不開示決定処分は、不当である」との答申を求める。
2. 処分の理由についての異議
 - (1) 市の公文書開示決定等理由書（西資 105 号）では、「(株)エリアプランの書類により出資状況の確認を行っているというが、確認に際しては、市側の担当者が該当文書の原本を直接確認し、その原本は S P C の担当者に返却し、該当文書の写し等は保存していない」という。
 - (2) 西尾市契約規則第 3 条第 1 項第 4 号には「契約者の信用状態を的確に把握すること」と規定されている。
 - (3) 上記規則に則って、的確に把握するには、出資状況を閲覧するだけで足りるとは考えられない。写しもなく、当該文書の閲覧者の記憶のみで、エリアプランの信用状態はどのように報告されたのか。報告書が作成されていなければ、市として確認したとは言えない。報告書が存在して然るべきである。
 - (4) 誰が出資しているのか、契約で制限されている企業が出資していることがないか、暴力団関係企業が出資していないか等、検証すべき事項からすれば、閲覧のみの確認では許されない。
 - (5) さらに、出資率は特別目的会社の運営に大きく関わる。代表企業がどの程度の出資率なのか、他の企業はどうか等、その比率によっては、事業が適正妥当に実施されるかどうかを判断する基準になることからすれば、閲覧のみの確認では許されない。
 - (6) 報告書の存在もないというなら、信用状態について、どのように決裁を受けたのか。決裁文書が存在して然るべきである。これらが存在しなければ、市として「エリアプランの信用状態」について証明ができないことになるがどうか。
 - (7) エリアプランの構成については、内容が変更されていないか、暴力団が関与していないか等を定期的に調査し、確認する必要があるが、文書が残っていないとすれば、以後に、変更があってもそれを確認することができない。いつの間にか出資者が変わってしまうこともあり得る。

- (8) 市の募集要項 P6 1 応募者の構成要件の(2)参加表明書提出時に明示する要件には、「構成企業・協力企業の別について」が示され、同(3)参加表明書等提出後の構成企業及び協力企業の変更には、「構成企業間による出資率の変更は、市との協議の上、可能とする」との記載があることからすれば、応募者たるエリアプランがその出資状況を示した文書は市に存在していなければならない。
- (9) 議員全員協議会等、議会においても、度々、議員から出資状況について質問がなされているが、市は未だにこれを明らかにしていない。
- (10) 30年に及ぶ長期契約の相手方については、市は、市民に対しても議会に対しても、その信用状態について説明する責任がある。しかし、このような状態では、市の説明責任は真つ当されず、あまりにも無責任である。
- (11) ちなみに、香川県まんのう町では、P F I 事業実施にあたって、特別目的会社の出資状況は町のホームページに公開されている。
- (12) 市の理由説明書は、到底、納得できるものではない。何らかの該当文書、あるいは報告文書がなければならない。以上のことから、市が「西尾市方式 P F I 契約における S P C の株主名簿及び関係する文書」を隠蔽しているのは明らかである。情報公開審査会には、速やかに市長に対する全部開示の答申を求めるものである。

以上